

昭和二十七年  
教育費豫算

小学校児童一人平均額  
一、一〇〇円

中学校生徒  
二、五二四円

高等学校  
一三、八七九円

発行人  
川越市長 伊藤泰吉  
印刷所  
川越市高瀬町778  
有限会社 豊井印刷所  
電話(五) 986  
1164

# 越 市政だより

第十五號

明るい生活を築く  
ための税金

納期 五月末日

自 転 車 税  
荷 車 税

納期 六月末日  
市 民 税 第 一 期

## 上水道いよく着手

### 本年九月から

さきの市議会で上水道特種債の調査は昭和二十七年に於て実施せられる予定に於て、本年度は、五、三三二、〇〇〇円が可決された。これにより、上水道事業に着手するわけで、本年九月から三ヶ年経費の予定である。

市として、総工費二億二千万円という大事業であり、市勢発展の上からも、重要な施設であるだけに、慎重な調査研究を積んだ上で決定するが、市制三十年を機会に、この事業の決定を、大に促進し、意欲深いものと言わなければならぬ。市民の御協力をお願いするとともに、本事業の御理解願うため、去る市議会に於ける伊藤市長の説明の要旨を掲げます。

#### 上水道事業説明

上水道の敷設に就いては、昨年三月の市議会に於て協賛を得、昭和二十六年九月二十五日附を以て関係大臣の認可が得られた。ところが、年度半であり、時間的に起債並に工事施行の面に無理があり、まして、昨年度は予算提出の運びまでには至りませんでした。その後、四回開の情勢を見ますと、本市に於ける上水道の実現は緊急を要するものと認められます。昭和二十七年より三ヶ年計画をもって特別会計により、施行致したく提案する次第であります。

即ち東京都の人口は年々四十萬づつ増加し、その水を放つに於ては、飲料水にも不足を生ずる不健全な都市と相成ります。この際、東京都の人口を計画的に近郊に分散させなければならぬ。秋に到つて居り、衛生都市の問題はこの面から切実なものとして取り上げられ、目下、建設委員会に於て之が計画中であります。同委員会の意向により、まず、東上線沿線の衛

- 課長、係長級の異動(五月二日附)
- 商工課長に 鈴木 英治 (職務課長)
  - 衛生課長に 府瀬川岩治 (民生課長)
  - 府瀬川岩治 (民生課長)
  - 国民健康保険課長に 相川 光作 (保険課長)
  - 岡野 錦郎 (商工課長)
  - 二村 常吉 (会計課長)
  - 民生課長 兼 社会福祉事務所長に 高橋 勇治 (衛生課長)
  - 税務課課長 波谷 庄次 (徴収係長)
  - 大塚 敬三 (徴収係長)
  - 山崎 浅七 (統計係長)
  - 沼田 三郎 (保険料係長)
  - 国民健康保険課係長 飯島 豊治

#### 川越市工場誘致條例

##### 工業川越への前進

さきの市議会に川越市工場誘致條例が可決されました。これは川越市に工場を誘致する一助として、投資額五百萬元以上で、常時使用する従業員五十人以上の工場で、市長が指定したものに對して奨励金を交付しようとするもので、奨励金の額は当該工場に對して、年度において賦課された市民税及び固定資産税の合計額を限度となつて、奨励金の交付を受けることとす。此の繰入金金は給水料金の徴収をまつて全部返済する計画になつて居ります。

#### 中小企業融資委員設置

昭和二十七年当初予算案のため、市が市内金融機関に預託して融資の資金とするもので、この運営のため、今度市役所内に川越市中小企業融資委員会が設けられた次第です。

#### 市営家畜市場條例

川越市営家畜市場條例が馬一頭につき二〇〇円、豚一頭につき一〇〇円、山一頭につき一〇〇円、何れも売主より、交換手数料は牛、馬一頭につき二〇〇円、豚、羊、山一頭につき一〇〇円となつており、生後三ヶ月以上のもはせり売り、及び交換を原則として居ります。即ち市日は毎月二日、十二日、二十二日とし、入場料は家畜一頭につき一〇〇円、売買手数料は売買した牛、

#### 外地引揚者の皆様へ

在外公館等借入金確認請求書の受付については、昭和二十五年五月十八日までの返金回更に本年六月三十日まで延長されることとなつたので、未提出者があらば、書確認書印形持参の上、現金受取り下さい。

期日 6月3日 午前10時開場  
午後3時試合開始

場所 川越市営初雁球場

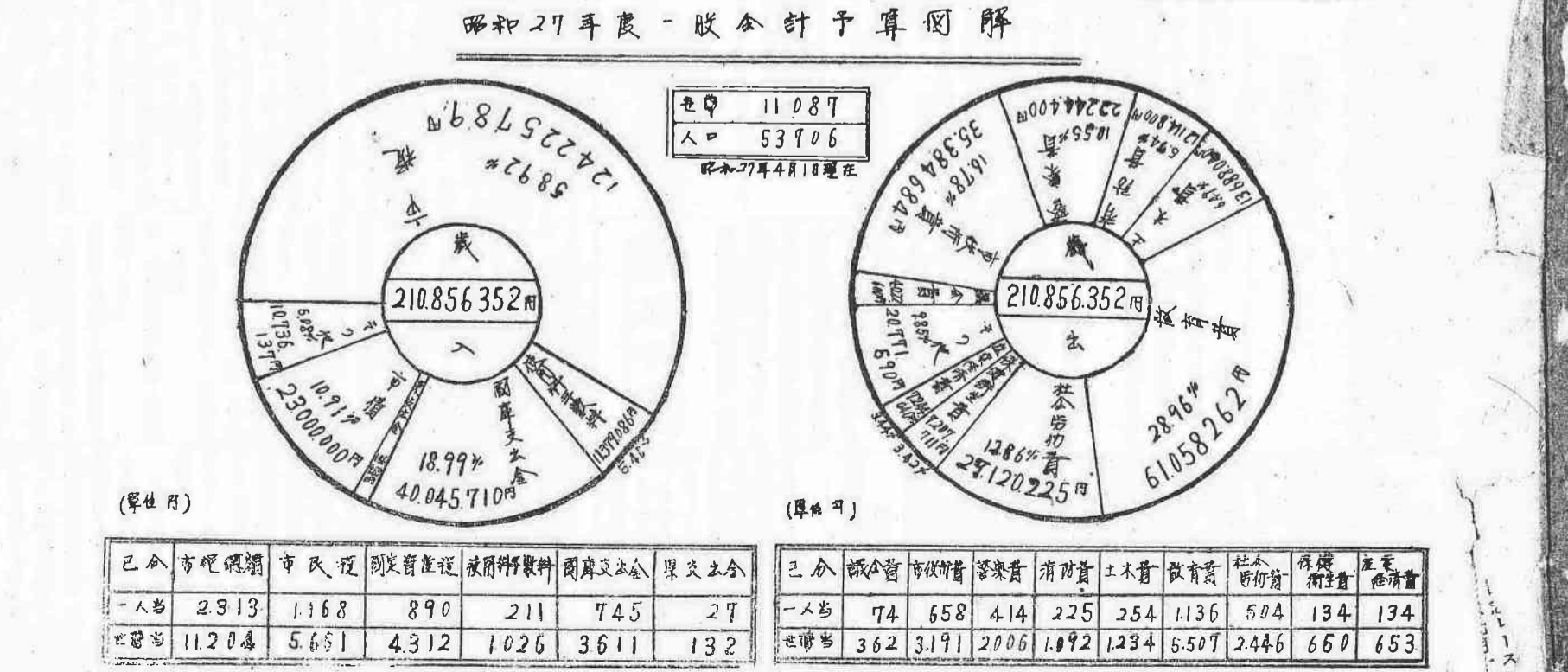
セントラルリーグ公式試合第七回戦

## 巨人 対 松竹

特別席券 ¥180  
一般席券 ¥100  
学童券 ¥50

◎団体申込は市役所教育課  
雨天の場合は延期

主催 川越市新聞社  
後援 川越市野球連盟

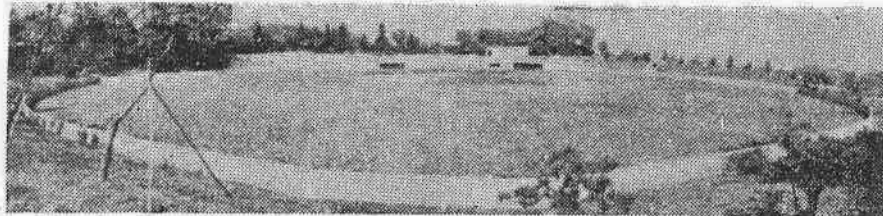


# 国民健康保険条例 一部改正

川越市国民健康保険条例も川越市の国民健康保険事業はますます行つて居るが、被保険者として義務を負うべき市民の増えに伴って、現行の条例では若干の不都合が生じておる。その一つの原因は、保険料の納人が良くないからである。このため、一部の被保険者は、滞りなく保険料を納めず、延滞金や督促料を滞りなく納付するに足らぬ。このため、一部の被保険者は、滞りなく保険料を納めず、延滞金や督促料を滞りなく納付するに足らぬ。このため、一部の被保険者は、滞りなく保険料を納めず、延滞金や督促料を滞りなく納付するに足らぬ。

## 国民健康保険 給付条列さまる

従前の川越市国民健康保険給付条列と新しく国民健康保険給付条列が変更された。その内容は、たゞ保険の給付外として、一、歯科、補綴、同修理、金合金、インレー（他は健康保険に準ずる）、二、義手、義足、コルセット、眼鏡、体温計、吸入器、水療の類、三、開放性結核による加算完全看護、完全給食による加算、四、クロロマイセチン、オレオマイシン、テラマイシン、但し眼科処置についてはこの限りでない。五、医師以外の療術業者の療治（鍼灸、按摩、マッサージ）。



## 初雁野球場いよいよ使用

失業対策事業として整備を急いでいた初雁野球場がいよいよ出来上りました。来る六月三月球場びらきを兼ねて巨人对松竹第七回公式戦を開催の予定です。

五月一日から全国一斉に白羽根の日赤募金運動が初まっています。この御承知の通り、この道筋で白い羽根をおすゝめして居るわけですが、この街頭募金の外に四月八日赤募金委員会で決定した各町別目標額が次の通り予定されて居ります。目下各町協賛委員が戸別にお願ひしている筈ですが、この運動の趣旨を御理解下さつて御協力をお願いいたします。昨年は目標突破の好成績を挙げる事が出来ましたが、今年も皆様の御協力で是非昨年以上の成績を挙げたいものです。

## 昭和二十七年度日赤募金 白い羽根に御協力を

| 町名  | 目標額   |
|-----|-------|
| 本町  | 六、二〇〇 |
| 宮下町 | 三、三〇〇 |
| 宮元町 | 一、四〇〇 |
| 神明町 | 四、六〇〇 |
| 喜多町 | 四、七〇〇 |
| 高沢町 | 一、〇〇〇 |
| 石原町 | 二、〇〇〇 |
| 石下町 | 一、〇〇〇 |
| 南町  | 九、二〇〇 |
| 鍛冶町 | 三、二〇〇 |
| 多賀町 | 五、〇〇〇 |

## 住民登録法とは 本年七月一日施行

- 一、住民登録の目的及び利用
- 二、住民登録の住所及び戸籍
- 三、住民登録の届出
- 四、住民登録の簿籍
- 五、住民登録の調査
- 六、住民登録の罰則
- 七、住民登録の附則

一、住民登録の目的及び利用 住民登録は、行政上の利用のため、住民の居住地を調査し、戸籍と併せて管理する。二、住民登録の住所及び戸籍 住民の居住地は、戸籍と併せて管理する。三、住民登録の届出 住民は、居住地の変更があったときは、届出をしなければならない。四、住民登録の簿籍 住民登録の簿籍は、戸籍と併せて管理する。五、住民登録の調査 住民登録の簿籍は、戸籍と併せて管理する。六、住民登録の罰則 住民登録の届出をしない者は、罰金を課せられる。七、住民登録の附則 住民登録の簿籍は、戸籍と併せて管理する。

## 季節の衛生

### 赤痢はこわい

赤痢発生の時期になりました。赤痢の死亡率は二十人に一人、子供の赤痢に至つては十人に四人という高い死亡率を有しています。赤痢は、大腸の炎症で、赤い粘液を排泄する病気で、非常に危険です。予防には、食後の手洗いや、生水の煮沸が大切です。

## 初夏の塵芥整理について

初夏は、蚊やミドリムシの繁殖期です。また、ごみによる衛生問題も発生しやすい時期です。ごみの分別と適切な処理をお願いします。また、家の隅々まで掃除を行い、衛生状態を整えましょう。

## 異動訂正について

市役所へお出でになるときは、お米の通帳に添えて「訂正票」を提出してください。また、住所変更の際は、届出を必ずおこなってください。

## 市民の声

緑化運動も結構ですが、樹木の愛護運動も行いたい。市民の皆様からのご意見やご要望をお聞かせください。また、ごみ問題や交通安全についてもご意見を伺っています。

## 独立記念貯金をはじめよう

わが国が名実共に独立国家としての地歩を築き、経済基盤の強化と発展を遂げるために、市民の皆様からのご支援をお願いします。独立記念貯金は、大切な資産を守るための良策です。

## 村山競輪

日取りさまる 川越市営二周年記念、村山競輪の日。七月六日から二十一日まで六日間をとり、皆様のご観戦をお待ちしています。